

令和6年度募集分

既存特別養護老人ホームの定員増にかかる事業者募集要項

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

1 はじめに

- 本市における施設・居住系サービスの整備は、「第9期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2026）」に基づき計画的に進めています。
- この整備計画に沿って、既存の特別養護老人ホームにおいて定員増を希望される事業者を募集することとしました。定員増を希望される事業者におかれましては、この要項及び関係法令（老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法、医療法等）、関係条例等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いいたします。

2 募集内容について

(1) 募集対象施設及び募集数

○特別養護老人ホーム 10人分

※第9期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げる令和6年度から令和8年度の特養整備目標数150人分のうち令和6年度の定員増募集分。

(2) 募集する日常生活圏域

○市内の全区域 ※
臨海部防災区域の第1種区域・土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域を除く

※施設所在地が上記3区域を除く災害区域に該当する場合には、要件を満たす場合に限り協議できます。P11「災害区域について」をご確認ください。

(3) 定員増する時期

○令和6~7年度（令和8年4月1日までに事業開始厳守）

(4) 応募の対象者について

○名古屋市内において特別養護老人ホームを運営する法人

(5) 協議要件

- 各施設 1～10 名のうち、定員増を希望する床数で計画してください。
 - 既存施設内の改修による定員増に限ります。(工事の有無は問いません)
 - ユニット型の場合は、ユニット型での定員増とします。
 - 地域密着型特別養護老人ホームにおいては増員後の定員が 29 人以下となる場合に限ります。
 - 協議申出書提出期限時点で運営中の併設の介護保険事業所からの転換はできません。
 - 施設所在地が災害区域に該当する場合は要件を満たしてください。P11「災害区域について」をご確認ください。
 - 令和 8 年 4 月 1 日までに必ず事業を開始してください。
(定員増での事業の開始日は各月 1 日に限ります。)
 - 以下の①②いずれにも該当していない法人に限ります。
 - ① 市が実施した各種の事業者公募において、併設計画として採択された併設事業所を開設後 10 年未満、かつ、協議書提出期限より過去 3 年以内に廃止した法人。
 - ② 介護保険施設・居住系サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・認知症高齢者グループホーム・特定施設入居者生活介護)を協議書提出期限より過去 3 年以内に廃止した法人。
- ※ 上記法人は、その法人と代表者を同一人物とする法人も含まれます

3 協議の受付について

本募集要項にのっとり、特別養護老人ホームの定員増を希望する者は、P12-13「令和 6 年度募集分既存特別養護老人ホームの定員増にかかる協議申出書」を提出してください。

【協議申出書の提出期限】

令和 6 年 5 月 31 日(金) 17 時まで (必着)

(郵送、メール又は持参のこと。郵送、メールの場合は、必ず期限内に到着
確認を電話にて行うこと。持参の場合は、必ず事前に電話連絡のこと。)

【協議書の提出期限】

令和 6 年 6 月 28 日(金) 17 時まで

(必ず事前に電話予約の上、持参のこと。郵送、メール不可)

提出や内容確認の際は、控えをご持参ください。

※いずれの書類も提出先は、**名古屋市役所本庁舎 2 階 健康福祉局高齢福祉部介護保険課**です(詳しくは P7 参照)。

※いずれの書類についても、**提出期限が書類受付の最終日**ですので、それまでに書類の不足、内容誤り等がないように担当課職員と十分打合せをし、**確定した書類を提出してください**。なお、協議書類については、計画図面も含め、協議申出書を提出いただいた後、適宜相談を受付けます。

※いずれの書類についても、**提出期限を過ぎた場合においては、いかなる理由であっても受理いたしません**。

4 提出書類について

- 別にお示しする提出書類一覧のとおり提出していただきます。
 - ※「協議申出書」につきましては、ウェブサイト「NAGOYA かいごネット」よりダウンロードし、ご利用ください。
 - ※その他の提出書類様式につきましては、協議申出書の提出後、電子メールにて送付します。
- **相談及び各種書類の提出は、運営法人の役員又は従業員が必ず同席してください。代行申請は不可とします。**
- **協議書は項番ごとにインデックスを付し、A4判のフラットファイル（バインダーやビニールファイルは不可）に綴じ1部を提出してください。**
- 協議書類に虚偽の記載をした場合は応募自体を無効とします。
また、選定後において虚偽等が判明した場合にも選定を無効とします。
- **協議書提出期限後は、法人の都合による計画の変更は認めません。**
- 協議に関し必要な費用は、協議者の負担とします。
- 提出書類は、理由の如何に関わらず返却いたしません。
- 提出書類については、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく開示の対象となることもあります。
- 書類の提出後にやむを得ない事由等で辞退する場合、辞退理由を明記の上、辞退届（様式は任意）を提出してください。

5 選定方法と結果について

(1) 選定

- 選定基準に従い、協議書、ヒアリング及び現地確認をもって選定します。選定基準は、P9「令和6年度募集分 既存特別養護老人ホームの定員増にかかる選定基準」となります。
- 最終的な選定は特別養護老人ホーム等整備事業者評価委員における意見聴取の上、行います。
- 評価項目の得点の高い計画を優先して選定することから、選定順位によっては申請した希望数以下で採択される場合があります。
- 採択した法人の辞退等により募集数に空きが生じた場合は、採択されなかった法人のうち得点の高い計画から定員増について調整させていただく場合があります。

(2) 結果通知

選定結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず「令和6年11月中旬」をめどに各法人あて通知する予定です。

6 今後の日程について（予定）

区 分	事 項
令和6年3月28日	○ 事業者募集開始
5月31日	○ 「協議申出書」の提出期限（法人→市） ※「協議書」の提出前に申出書の提出が必要です。
6月28日	○ 「協議書」の提出期限（法人→市） ※本市が求める書類について、 確定した書類を提出してください。
7月～10月	○ 協議内容審査・ヒアリング・現地確認 ○ 特別養護老人ホーム等整備事業者評価委員より意見聴取
11月	○ 事業者の選定 ○ 結果通知（市→法人）
定員増の事業開始 2か月前(末日まで)	○ 特養定員数の変更認可申請書類の提出 (老人福祉法、法人→市)
～令和8年4月1日	○ 定員増の事業開始
定員増の事業開始後 10日以内	○ 特養の定員数の変更届（介護保険法、法人→市）

※上記の日程については、事情により変更になることがあります。

7 留意事項

(1) 協議者について

- 協議書の提出期限までに理事会等の議決等により意思決定を経て協議してください。
- **安全性・収益性の観点により法人の財務状況に支障がないことが望ましいです。（流動比率が、直近2年のいずれかの期で100%未満がないこと。自己資本比率が、直近2年のいずれかの期でマイナスがないこと。サービス活動収益対経常増減差額比率が、直近2年のいずれかの期でマイナスがある場合は協議事項とします。）**
- 事業者指定にあたっては欠格事由があります。介護保険法の規定により、申請者・役員が申請前5年以内に介護保険サービスについて不正又は著しく不当な行為をしたことがある場合などは、事業者指定を行うことができません。
- 協議者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、協議を無効とします。また、暴力団員等であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。

(2) 補助金について

定員増のための名古屋市からの補助はありません。

(3) 財産処分について

国又は自治体から補助金を受けて取得した財産について、転用などする場合は財産処分の手続きが必要となります。また、取得後 10 年未満で転用などする場合は補助金の返還が生じる場合があります。財産処分が必要な場合は、定員増の許可までに財産処分の手続きを行うことが必要です。

(4) 入所者等への説明について

増床に伴う工事が必要な場合は、入所者や近隣住民への説明を行ってください。協議書提出時には、その説明状況の報告が必要です。

(5) 入所者の選定について

増床後の入所者の選定については、特別養護老人ホーム優先入所指針に沿って行ってください。

8 特別養護老人ホームの基準

(1) 人員基準

定員増により下記の職種について必要な人数が変更になる場合があります。

生活相談員	入所者 100 人に対して常勤で 1 人以上、100 人を超える場合は常勤で 2 人以上
介護・看護職員	総数は入所者 3 人に対して常勤換算で 1 人以上、また入所者数により常勤換算の看護職員数が決められています。 ・入所者 51～130 人の場合、常勤換算で看護職員 3 人以上 ・入所者 131 人～180 人の場合、常勤換算で看護職員 4 人以上
栄養士又は管理栄養士	1 人以上
介護支援専門員	入所者 100 人に対して常勤で 1 人以上、100 人を超える場合は常勤で 2 人以上が基準

(2) 選定基準におけるプライバシー多床室について

プライバシー多床室は、プライバシー保護の観点からベッド間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者等からの視線を遮断する構造の多床室です。(天井からの隙間は可としますが、家具やカーテンで仕切られている場合は該当しません。)



9 社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」の推進について

(平成30年1月23日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 抜粋)

現在、社会福祉法人においては、「地域における公益的な取組み」の実施が法人の責務として位置づけられております。

「社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」の推進について」(通知)において、地域における公益的な取組みの内容について、以下のとおり記載されておりますので、今後の法人運営の参考にしてください。

- 社会福祉法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであり、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬等、税や保険料等の公費によって賄われている。
 - 社会福祉法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し対応することが求められており、このような認識の下、地域における公益的な取組みの実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。
 - 地域における公益的な取組みの内容として、次の①から③までの3つの要件の全てを満たすことが必要とされており、例として以下のようなものが挙げられる。
 - ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
 - ②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
 - ③無料又は低額な料金で提供されること
- ・ 行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、地域住民相互のつながりの強化を図るもの
 - ・ 地域住民のサロンや生涯学習会の実施など、地域交流促進のための場の提供
 - ・ 生計困難者等に対する利用者負担軽減
 - ・ 特別養護老人ホーム等の入所施設による在宅の中重度の要介護者等の生活支援
 - ・ 地域住民に対する介護技術研修の実施
 - ・ 地域内の連携による福祉人材の育成
 - ・ 複数法人の連携による災害時要援護者への支援
 - ・ 災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組み
 - ・ 地域における成年後見人等の受託
 - ・ 生活困窮者に対する相談支援、一時的な居住等の支援の実施、就労訓練事業(いわゆる中間的就労)や社会参加活動の実施
 - ・ 低所得高齢者等の居住の確保に関する支援
 - ・ 貧困の連鎖を防止するための生活保護世帯等の子どもへの教育支援
 - ・ ひきこもりの者、孤立した高齢者、虐待を受けている者等の居場所づくりや見守りの実施
 - ・ 刑務所出所者への福祉的支援

《問い合わせ先・書類の提出先》

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課（市役所本庁舎2階）

電話 052-972-2539 FAX 052-972-4147

Mail : a2536@kenkofukushi.city.nagoya.^{エルジー} | g.jp

NAGOYA かいごネット (<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/>)

- * ご不明な点等は、原則として P8「既存特別養護老人ホームの定員増にかかる質問送付票」によりメールもしくはFAXでお問合せください。後日回答いたします。なお、質問送付票を送付される場合は、送付後に到着確認の電話をお願いいたします。

【質問送付票の提出期限】 令和6年5月10日（金）

- * 来庁にあたっては必ず事前に電話予約をお願いいたします。

参 考

厚生労働省令、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、以下のウェブサイトを確認ください。

□厚生労働省法令等データベース

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

□独立行政法人福祉医療機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/>

（基本的な法令等）

- ・「名古屋市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- ・「名古屋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- ・「名古屋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- ・「特別養護老人ホームの設備及び運営の基準」、「（同左）について」
- ・「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」、「（同左）について」
- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「（同左）について」
- ・「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」、「（同左）の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、「（同左）の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・「社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進について（課長通知）」

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局高齢福祉部
介護保険課施設指定係特養整備担当者 宛
Mail : a2536@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
FAX : 052-972-4147
TEL : 052-972-2539

既存特別養護老人ホームの定員増にかかる質問送付票

送信日	年 月 日 ()
送信元	法人名 : 増床希望事業所名 : TEL : FAX : E-mail : 担当者 :
件名	
質問	

令和6年5月10日(金)まで質問を受け付けます。

令和6年度募集分 既存特別養護老人ホームの定員増にかかる選定基準

評価項目	具体的な視点	配分	配点
1 法人の状況（配分5点）			
社会貢献のための具体的な取り組み実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対する就労訓練事業の実施 生活保護世帯等の子どもへの教育支援 刑務所出所者への福祉的支援 本市が認定する企業としての取り組み実績の有無（子育て支援企業、女性の活躍推進企業、ワーク・ライフ・バランス推進企業、障害者雇用促進企業）等 	5点 ～ 0点	5点
2 整備計画地の状況（配分15点）			
特別養護老人ホームの整備が進んでいない区域における整備	<ul style="list-style-type: none"> 区の整備率 ただし、災害レッドゾーンまたは災害イエローゾーン②の場合は0点	15点 10点 5点 0点	15点
3 増床する居室の形態（配分10点）			
増床する居室の形態	<ul style="list-style-type: none"> ユニット型個室又は従来型個室 プライバシーに配慮した多床室 多床室 	10点 5点 0点	10点
4 定員増する既存特別養護老人ホームの計画内容について（配分70点）			
(1) 稼働率	<ul style="list-style-type: none"> 98%以上 98%未満 95%以上 95%未満 	15点 10点 0点	15点
(2) 医療的ケアの必要な方の受入体制	夜勤職員配置加算の取得状況 ①加算Ⅲ・Ⅳを取得し1月を通して夜間の看護職員配置がある ②加算Ⅲ・Ⅳを取得し①に該当しない ③加算Ⅲ・Ⅳ取得なし ※加算取得は令和6年6月1日時点とし、看護職員配置は令和6年5月分実績勤務表にて確認	10点 5点 0点	10点
(3) 医療的ケアの必要な方の受入状況	<ul style="list-style-type: none"> 定員の30%以上 定員の20%以上 30%未満 定員の10%以上 20%未満 定員の10%未満 ※令和6年6月1日時点	5点 3点 1点 0点	5点
(4) 専門分野の職員配置	<ul style="list-style-type: none"> 個別機能訓練加算ⅠまたはⅡを取得 栄養マネジメント強化加算を取得 サービス提供体制強化加算を取得 ※令和6年6月1日時点	1点 1点 3～1点	5点
(5) 入所者の安全に配慮された構造・設備等	<ul style="list-style-type: none"> 入所者の安全に配慮された構造・設備等があるか（災害対策、感染症対策、防犯対策） 	10点 ～0点	10点
(6) 人材確保・定着支援に対する取り組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> 必要な職員数を継続的に確保するための取り組み 質の高い人材を育成するための取り組み 定着率を上げるための取り組み 	5点 ～ 0点	5点
(7) ICT・介護ロボットの活用の有無	ICT・介護ロボットの活用による介護サービスの質の向上、介護職員の身体的・精神的負担軽減、業務改善等	10点 ～0点	10点
(8) 事業実施にあたって地域に開かれた運営を行うための具体的な取り組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> 施設行事への招待 地域行事への参加 近隣学校等交流 教室・相談会の開催 災害時の連絡体制 等 	10点 ～ 0点	10点
合計			100点

※稼働率は令和5年6月から令和6年5月までの1年間の平均又は令和6年6月1日時点。

※1年間の平均稼働率は、利用延日数÷(定員×366)×100【小数点以下切捨て】

複数施設の平均稼働率は、各施設で算出した稼働率の合計÷施設数【小数点以下切捨て】

※稼働率は空床ショートを含む。

○事業者の選定方法

- 協議書の提出期限より過去3年以内に、本市が実施した各種の事業者公募において、採択されたにもかかわらず辞退した法人、もしくは特養併設計画として採択された併設事業所を開設しなかった法人は合計点より5点減点する。
- 評価項目ごとの得点の合計点から減点した後の得点が高い事業者を選定する。なお、同じ点数の場合は、3増床する居室の形態を優先し、次に稼働率の高い計画を優先し、次に2整備状況の低い区を優先する。

特別養護老人ホームの整備状況

令和6年3月1日時点

優先順位	区名	か所数		定員計 (人)	認定者数 のうち要介護 3～5の人数(人)	要介護3～5の人数 に対する特養 定員割合	配点
		広域型	地域密着型				
1	名東	1	1	170	2,675	6.35%	15
2	千種	4		349	2,860	12.20%	10
	昭和	3		230	1,807	12.72%	
	中	2		190	1,257	15.11%	
	中村	5		460	2,688	17.11%	
	瑞穂	5		400	2,072	19.30%	
	緑	9	2	755	3,777	19.98%	
3	北	6	6	796	3,634	21.90%	5
	東	3	1	278	1,244	22.34%	
	中川	10	3	892	3,932	22.68%	
	西	7	1	633	2,612	24.23%	
	守山	10	3	947	3,841	24.65%	
	南	8	1	734	2,916	25.17%	
	天白	8	2	721	2,663	27.07%	
4	港	9	7	953	2,835	33.61%	0
	熱田	7	1	643	1,236	52.02%	
	計	97	28	9,151	42,049	21.76%	

※「認定者数」は令和6年2月末現在の人数

※「か所数」及び「定員計」は整備予定施設を含む

※名東区の「か所数」及び「定員計」は、厚生院を除く

* 施設所在地が災害レッドゾーンまたは災害イエローゾーン②に該当する場合は、上表にかかわらず配点を0点とします。

【災害区域について】

1 災害区域の確認方法

災害区域の確認は、NAGOYA かいごネットの本募集要項と同じページにある「事業者募集にかかる災害区域の確認について」から行ってください。

今回の募集については、令和6年6月1日時点に制定されている区域で判定します。災害区域の種類等については、以下2及び3をご確認ください。

2 災害レッドゾーン

災害危険区域（臨海部防災区域）、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域のいずれかに該当する場合は災害レッドゾーンです。施設所在地が災害レッドゾーンに該当する場合は原則、協議できませんが、臨海部防災区域の第2～4種区域は、下記＜要件該当項目＞のa・b・cをすべて満たす場合に限り、協議を受付けます。

3 災害イエローゾーン

土砂災害警戒区域に該当する場合、もしくは浸水想定区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、津波浸水想定区域、津波災害警戒区域における最大浸水深又は基準水位（以下「浸水深等」という）が0mを超える場合は災害イエローゾーンです。

- ① 災害イエローゾーンのうち、土砂災害警戒区域に該当せず、各想定（警戒）区域の浸水深等が1m未満であれば下記＜要件該当項目＞のa・bのいずれも満たす場合に限り、協議を受付けます。

⇒ 募集要項上、災害イエローゾーン①

- ② 災害イエローゾーンのうち、土砂災害警戒区域に該当するか、もしくは各想定（警戒）区域の浸水深等が1m以上の場合は、下記＜要件該当項目＞のa・b・cをすべて満たす場合に限り、協議を受付けます。

⇒ 募集要項上、災害イエローゾーン②

＜要件該当項目＞

- | |
|--|
| <p>a 災害区域の想定しうる被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策を実施する予定であること。
（入所者や職員が避難できる場所の確保、止水板の設置等）</p> <p>b 災害区域の想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載されていること。</p> <p>c 災害区域の想定しうる浸水深等以上の高さに入所者や職員が垂直避難できる構造であること。</p> |
|--|

令和6年度募集分
既存特別養護老人ホームの定員増に係る協議申出書

年 月 日

名古屋市健康福祉局長 宛

法人所在地

法人名

代表者職・氏名

施設の定員増について、募集要項p2協議要件を満たすことを確認したうえで、下記のとおり協議を行いたいので申し出ます。

記

名称	
所在地	
現在の定員数	
定員増床数	
増床する居室の形態 ※いずれかに○を付けてください	ユニット型個室 ・ 従来型個室 ・ プライバシー多床室 ・ 多床室
増床する居室の確保方法 ※改修の有無など具体的に 記載してください	
定員増の事業開始時期 (予定)	令和 年 月 1日 (各月の1日に限ります)
法人連絡先	担当者名 : 連絡先 : — — メー ル :

(2枚目につづく)

全項目に、必ず回答してください。

協議申出書作成時の状況をご記入ください。

1 災害レッドゾーン

	施設所在地の状況にチェックしてください	備考
災害危険区域 (臨海部防災区域)	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第3種 第1種に該当する場合は 協議できません <input type="checkbox"/> 第4種	全域：港区 一部：熱田区、中川区、南区 ※ 該当する場合は区分（第1種～4種）を選択してください。
土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 非該当 該当する場合は協議できません	土砂災害警戒区域に該当する場合は、災害イエローゾーンに記載してください。
急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/> 非該当	一部：千種区、瑞穂区、南区、守山区、緑区、名東区、天白区

2 災害イエローゾーン

(1) 土砂災害警戒区域

	施設所在地の状況にチェックしてください	備考
土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当	どちらかにチェックしてください。

* 土砂災害警戒区域に該当する場合は、災害イエローゾーン②です。

(2) 浸水想定区域等

	施設所在地の状況について記載してください	備考
浸水想定区域	雨水出水浸水 m(未満)	想定される最大浸水深を記載してください。(区域外の場合は0mと記載してください。) 津波災害警戒区域は、基準水位を記載してください。
	洪水浸水 m(未満)	
	高潮浸水 m(未満)	
都市洪水想定区域 都市浸水想定区域	※最も深い浸水深を記載してください m(未満)	
	河川の名称	
津波浸水想定区域	m(未満)	
津波災害警戒区域	m(未満)	

* 浸水想定区域、都市洪水・浸水想定区域、津波浸水想定区域、津波災害警戒区域の最大浸水深及び基準水位（以下「浸水深等という」）がすべて0mの場合に限り、災害区域外です。

* 浸水深等のいずれも1m未満であれば、災害イエローゾーン①です。

* 浸水深等のいずれかに1m以上があれば、災害イエローゾーン②です。

3 施設所在地の状況

施設所在地について、該当するものにチェックをしてください。該当するものが複数ある場合は、該当するものすべてをチェックしてください。

要件を満たしていない場合は受付することができません。なお、協議時に要件を満たしていることを確認します。

<input type="checkbox"/>	臨海部防災区域の第2～4種区域であり、a・b・cをすべて満たします。
<input type="checkbox"/>	災害イエローゾーン①であり、a・bともに満たします。
<input type="checkbox"/>	災害イエローゾーン②であり、a・b・cをすべて満たします。
<input type="checkbox"/>	災害区域外です。

*a・b・cの各要件は、P11「災害区域について」をご確認ください。